# かしょう ねりまくしょうがいしゃ いしそつう かんするじょうれい (仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例

## 内容(イメージ)

ちょうかくしょうがい しかくしょうがい ここ とくせい おうじたたよう しゅだん 聴覚障害や視覚障害など、個々の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を

じゅうじつ 充実することにより、共生社会の実現を目指す条例です。

> 一人ひとりに合ったコミュニケーション方法で自分の気持ちを伝えられたり、必要な情報を得られたり することで、誰もが暮らしやすい地域社会を目指す条例(ルール)です。

#### じょうれい もりこむないよう

### 条例に盛り込む内容

もくてき **ロか** 

目的

ていぎ

2 定義

きほんりねん **基本理念** 

く せきむ

4 区の責務

くみん やくわり

5 区民の役割

じ ぎょうしゃ やくわり **5 事業者の役割** 

たよう い し そつうしゅだん かかるしさく じっし

7 多様な意思疎通手段に係る施策の実施

くみん じぎょうしゃ とりくみ すいしん

8 区民および事業者による取組の推進

いけんちょうしゅ

9 意見の聴取

でょうれい ないよう 条 例の内容のイメージを項目ごとに載せていきます。(3~11 ページ)

たくてき じょうれい めざす さだめます **「目的」では、この条例が目指すことを定めます。** 

#### じょうれい もくてき **1 条 例 の目的**

たよう **多様な** いしそつう **意思疎通** しゅだん じゅうじつ **手段の充実** 

しょうがいしゃ 障害者の しゃかいさんか 社会参加



だれ **誰もが暮らしやすい** きょうせいしゃかい じつげん

#### ていぎ **2 定義**

「定義」では、「障害者」「多様な意思疎通手段」「手話」について、 では、「障害者」「多様な意思疎通手段」「手話」について、 ことば、い し そつうしゅだん まため ことば、い し そつうしゅだん ことば、い し そつうしゅだん ままめます。

じょうれい もちいるようご ていぎ 条例で用いる用語について定義します。

- しょうがいしゃ 一障害者
- たよう いしそつうしゅだん ()多様な意思疎通手段
- ○手話

#### 3 基本理念

じょうれい もくてき そって じょうれい たいせつ りねん きてい 条例の目的に沿って、条例で大切にする理念について規定します。

- たよう いしそつうしゅだん せんたく きかい かくほ ○多様な意思疎通手段の選択の機会を確保すること。
- ○障害の有無にかかわらず個性を尊重すること。
- ○手話の理解促進および普及は、手話がろう者に

とって重要な言語であるという認識をもって行うこと。

「色々なコミュニケーション手段を大切にすることを条例の内容に入れるべき」「障害があるか無いかに関係なく、その人の個性を大切にするとを条例の内容に入れるべき」とのごはようれいないように、れるべき」とのご意見から、大切にする考え方を定めます。
また、「手話は言語である」ことを広めてほしいというご意見も大切にします。

たよう いしそつうしゅだん じゅうようせい もりこむ そうごりかい こせい そんちょう | 多様な意思疎通手段の重要性について盛り込むべき」「相互理解や個性の尊重に

ついて盛り込むべき」とのご意見を踏まえ、基本理念を規定します。

また、手話は言語であることの理解についてのご意見も条例に必要な視点であることから、基本理念に規定します。

#### く せきむ **4 区の責務**

く は た すやくわり 区が果たす役割について規定します。

く みん じ ぎょうしゃ きょうどう しょうがいしゃ い し そつう かんするとりくみ おこなう ○区民や事業者と協働しながら障害者の意思疎通に関する取組を行う。

「区民・事業者の理解促進や取組への協力について盛り込むべき」とのご意見を ふまえ くみん じぎょうしゃ きょうどう とりく む く せきむ として規定します。 踏まえ、区民や事業者と協働し取り組むことを区の責務として規定します。

「意思を伝え合うためには、区民や事業者 (会社やお店) の協力が必要なことから、障害者やコミュニケーションについて理解を広げ、協力することを条例の内容に入れるべき」というご意見から、区は区民・事業者と協力しながら取組を行うことを定めます。

### くみん やくわり **区民の役割**

「区民の役割」では、この条例が目指すものを達成するために、区民が つとめるやくわり きだめ 務める役割を定めます。

区民が果たす役割について規定します。

く すすめるとりくみ きょうりょく ○区が進める取組に協力する。

「区民・事業者の理解促進や取組への協力について盛り込むべき」とのご意見を

ぶまえ、くみん やくわり きてい 踏まえ、区民の役割を規定します。

### じぎょうしゃ やくわり **事業者の役割**

じぎょうしゃ やくわり じょうれい めざす たっせい たっせい 事業者の役割」では、この条例が目指すものを達成するために、

じぎょうしゃ おみせ かいしゃ つとめるやくわり きだめ 事業者 (お店や会社)が務める役割を定めます。

じぎょうしゃ はたすやくわり きてい ま 業者が果たす役割について規定します。

く すすめるとりくみ きょうりょく しょうがいしゃ りょう かんきょう せいび つとめる ○区が進める取組に協力し、障害者が利用しやすい環境の整備に努める。

くみん じぎょうしゃ りかいそくしん とりくみ きょうりょく もりこむ ごいけん 「区民・事業者の理解促進や取組への協力について盛り込むべき」とのご意見 ふまえ じぎょうしゃ やくわり きてい を踏まえ、事業者の役割を規定します。

「意思を伝え合うためには、区民や事業者 (会社やお店) の協力が必要なことから、障害者やコミュニケーションについて理解を広げ、協力することを 条 例の内容に入れるべき」というご意見から、事業者が、区の取組に協力 し、障害のある人も使いやすいお店や働きやすい会社となるよう努力することを きためます。

### たよう いしそつうしゅだん かかるしさく じっし**7 多様な意思疎通手段に係る施策の実施**

「多様な意思疎通手段に係る施策の実施」では、色々なコミュニケー しゅだん ちょかるとりくみ さだめ ション手段について、区が進める取組を定めます。

ご 意見のあった必要な取組を進める

ことを定めます。

く すすめるしさく きてい **区が進める施策について規定します。** 

たよう いしそつうしゅだん えらべる

とりくみ

- ○多様な意思疎通手段を選べるようにするための取組
  - い しそつうしゅだん ひろげる

あいしーてぃー かつよう

とりくみ

○意思疎通手段を広げるため I C T を活用する取組

たよう いしそつうしゅだん

しょうがいとくせい りかい ひろめるとりくみ

○多様な意思疎通手段があることや障害特性の理解を広める取組

しゅわ げんご

ふきゅう りかいけいはつ

とりくみ

○手話は言語であることの普及・理解啓発する取組

「手話、要約筆記、コミュニケーションボード、記入例、動画による説明などの多様

な手段を選べるようにすることが必要」「スマホのアプリ等を使ってコミュニケーショ

とれるひと ンが取れる人もいるため I C T の活用が必要」「コミュニケーションをとるには多様な

また。 しょうがいとくせい りかい ひつよう いけん ふまえ しさく じっし きてい 手段・障害特性の理解が必要」とのご意見を踏まえ、施策の実施について規定します。

## とりくみ しょうしゃ とりくみ すいしん **区民および事業者による取組の推進**

区民および事業者による取組が進みやすくするために く かとなう 区が行うことについて規定します。

「区民および事業者による取組の推進」では、区民や事業者(お店や会社) の取組が進みやすくするために区が をこなっていまするやすく の取組が進みやすくするために区が でしていまするとのでは、

会社での社員に対する研修や学校での障害を理解する機会が必要とのご意見から、 区民や事業者がより取り組みやすくなるように、区が学習の機会を作ることやアドバイスを行うことを定めます。

#### いけん ちょうしゅ **9 意見の聴取**

「意見の聴取」では、取組を進めるとき、ご意見を聞きながら進めることについて定めます。

く すすめるしさく しょうがいしゃとう いけん きいてすすめる きてい 区が進める施策について障害者等から意見を聞いて進めることを規定します。

とりくみ すすめる ねりまくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい いけん きく ○取組を進めるとき練馬区障害者地域自立支援協議会から意見を聞く。

「条例や関連事業の検討には、当事者からの意見を聞いてほしい」とのご意見を 踏まえ、意見の聴取について規定します。

> 「障害のある人から意見をきいてほしい」とのご意見から、障害者地域自立 「表表を言うぎかい ごいけん き き な が ら とりくみ すすめる 支援協議会のご意見を聞きながら取組を進めることついて定めます。